

令和6年3月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- |   |     |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うちカセットボンベ1件）   | 1件  |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち電子レンジ1件、照明器具3件、温水洗浄便座1件、自転車1件）  | 6件  |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち容器（洗浄剤）1件、自転車1件、温水洗浄便座1件、<br>照明器具1件、リチウム電池内蔵充電器1件、<br>バッテリー（リチウムイオン）1件、<br>太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）1件、<br>ノートパソコン1件、扇風機1件、電気蓄熱式湯たんぽ1件、<br>延長コード1件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件、<br>ガス漏れ警報器1件、エアコン1件） | 14件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |     |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202200710、A202200753、A202201051、A202300087、A202300172を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について  
(管理番号：A202301133)

### ①事故事象について

店舗の駐輪場でブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、両膝を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(\*)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(\*)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意喚起をしています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）  
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について一乗車前の点検を確実に行いましょう！

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_033/assets/caution\\_033\\_200624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf)

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、号機番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号、号機番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a> 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a> 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：24.9%（2023年11月15日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2023年度	1	重傷	2016年度	0	—
2022年度	4	重傷	2015年度	0	—
2021年度	22	重傷	2014年度	0	—
2020年度	43	重傷	2013年度	0	—
2019年度	59	重傷	2012年度	0	—
2018年度	1	重傷	2011年度	0	—
2017年度	2	重傷	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202301133）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。  
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。  
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



号機番号	ヤマハ発動機株式会社	
	X561-1234567	
電動補助付自転車 型式認定番号	交	N04-11
普通自転車 型式認定番号	交	A04-11
防犯登録時は、ヘッドパイプ上側の打刻番号 を使用して下さい。		

号機番号

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：土屋、首藤、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：伊藤、佐々木

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301135	令和6年2月22日	令和6年3月21日	カセットボンベ	PB-250-I(アイシステムネットワーク株式会社ブランド)	東邦金属工業株式会社(アイシステムネットワーク株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品をガストーチに装着して点火したところ、当該製品から出火する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月12日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200710	令和4年11月30日	令和4年12月13日	電子レンジ	IMB-T171-5	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、加熱中にタイマーが動作停止したため連続運転となり、庫内の加熱物が過熱して出火に至ったものと推定されるが、タイマーが動作停止した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和4年12月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200753	令和4年12月16日	令和4年12月23日	照明器具	CL12D-5.0	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、電源基板上の平滑用フィルムコンデンサーが異常発熱により焼損したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	福岡県	令和4年12月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202201051	令和5年2月26日	令和5年3月15日	照明器具	CL14DL-5.11CFV	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品から発煙し、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、電源基板の平滑用フィルムコンデンサーが内部短絡して発煙したものと推定されるが、フィルムコンデンサーの仕様に異常は認められず、内部短絡した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和5年3月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300087	令和5年4月20日	令和5年5月8日	温水洗浄便座	TCF9766	TOTO株式会社	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、常時100Vが通電されていた温風ヒーター用の内部配線が異常発熱し、周辺の樹脂が焼損したものと推定されるが、当該箇所の焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	熊本県	令和5年5月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300172	令和5年5月12日	令和5年5月31日	照明器具	CL12D-5.0	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、電源基板上の平滑用フィルムコンデンサーに不具合品が混入したため、内部短絡が生じて異常発熱し焼損したものと推定される。	静岡県	令和5年6月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202301133	令和6年2月7日	令和6年3月21日	自転車	J263TP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	店舗の駐輪場で当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、両膝を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月11日 令和元年6月24日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:24.9%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301131	令和5年4月3日	令和6年3月21日	容器(洗浄剤)	重傷1名	浴室を清掃中、しゃがんだところ、当該製品に当たり、脛を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和5年8月17日に消費者安全法の重大事故等(容器(浴室用洗剤、スプレー型))として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202301132	令和5年6月7日	令和6年3月21日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、柵に衝突し、転倒、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月13日
A202301134	令和6年2月6日	令和6年3月21日	温水洗浄便座	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品のコード部を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月11日
A202301136	令和6年3月13日	令和6年3月21日	照明器具	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202301137	令和6年2月11日	令和6年3月21日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異臭及び異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月14日
A202301138	令和6年3月18日	令和6年3月21日	バッテリー(リチウムイオン)	火災	事務所で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202301139	令和6年3月12日	令和6年3月21日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和6年3月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202301140	令和6年3月15日	令和6年3月22日	ノートパソコン	火災	当該製品の電源を入れた後、異臭が生じたためコンセントから電源プラグを抜いたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301141	令和5年3月2日	令和6年3月22日	扇風機	火災	運動施設で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年9月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202301142	令和6年2月6日	令和6年3月22日	電気蓄熱式湯たんぽ	火災	当該製品を蓄熱中、発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月7日
A202301143	令和6年3月2日	令和6年3月22日	延長コード	火災	商業施設で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品の電源コード部から出火する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202301144	令和6年3月10日	令和6年3月22日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202301145	令和5年10月14日	令和6年3月22日	ガス漏れ警報器	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山梨県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月14日
A202301146	令和6年3月11日	令和6年3月22日	エアコン	火災	当該製品を使用中、発煙したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし

電子レンジ（管理番号：A202200710）



照明器具（管理番号：A202200753、A202300172）



照明器具（管理番号：A202201051）



温水洗净便座（管理番号：A202300087）

